

産業労働観光部の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第36号

産業労働観光部の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(新潟県労働審議会規則の一部改正)

第1条 新潟県労働審議会規則(昭和29年新潟県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部労政雇用課</u> において行う。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部労政雇用課</u> において行う。

(新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(立入調査員の指定) 第16条 条例第27条第1項の規定により、知事が指定して立入調査等を行わせる職員は、次の各号に掲げる職員のうちから指定する。 (1) 福祉保健部及び <u>産業労働部</u> の関係職員 (2)～(4) (略)	(立入調査員の指定) 第16条 条例第27条第1項の規定により、知事が指定して立入調査等を行わせる職員は、次の各号に掲げる職員のうちから指定する。 (1) 福祉保健部及び <u>産業労働観光部</u> の関係職員 (2)～(4) (略)

(新潟県中小企業調停審議会規則の一部改正)

第3条 新潟県中小企業調停審議会規則(昭和57年新潟県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部創業・経営支援課</u> において行う。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部産業政策課</u> において行う。

(新潟県貸金業法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県貸金業法施行細則(昭和58年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(閲覧場所) 第4条 法第9条に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、 <u>産業労働部創業・経営支援課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。	(閲覧場所) 第4条 法第9条に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、 <u>産業労働観光部産業政策課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。

(新潟県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

第5条 新潟県大規模小売店舗立地審議会規則(平成12年新潟県規則第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部商業・地場産業振興課</u> において行う。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部商業・地場産業振興課</u> において行う。

(新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会規則の一部改正)

第6条 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会規則(平成20年新潟県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、産業労働部商業・地場産業振興課において行う。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、産業労働観光部商業・地場産業振興課において行う。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。